

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

平成 29 年 7 月 3 日

**一部変更 平成 30 年 1 月 15 日**

（名称）小松市地域公共交通活性化協議会

（代表者名） 会長 竹村 信一

生活交通確保維持改善計画の名称
小松市地域内フィーダー系統確保維持計画（30 年度～32 年度）
<b>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</b> ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない
<p>小松市においては、JR小松駅を中心とし、幹線交通である鉄道を軸に、市域内に広範に路線バス及びコミュニティバスにより構成される公共交通機関網が広がっている。これらの公共交通については、小松市民病院や南加賀急病センター等の医療機関、イオンや平和堂等の大規模な商店等が当市民の日常生活機能を担う中、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。</p> <p>しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。また、犬丸地区の一部では、そもそも交通手段が確保されておらず、住民に不便を強いている状況にある。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、市内循環線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p> <p>平成29年春にはイオンモール新小松がオープンし、当該施設まで乗入れすることにより、さらなる利用者の利便性向上を図る。</p> <p>平成 30 年 4 月には公立小松大学が開学となり通学や生活の移動手段として新たなニーズを踏まえた利用環境の改善を図り、さらなる利用者の増加を図る。</p> <p><b>平成 30 年 4 月には第一地区コミュニティセンターがリニューアルするとともに小松市社会福祉協議会事務局が移転され、当該施設まで乗入れすることにより、障がい者等の利便性向上を図る。</b></p>
<b>2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果</b> ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない
<b>（1）事業の目標</b>
市内循環線の利用者数を 67,000 人以上とする。 (H25:61,850 人 H26:62,393 人 H27:65,285 人 H28:63,180 人)
<b>（2）事業の効果</b>
市内循環線を維持することにより、犬丸地区の一部のほか市中心部の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、JRなど幹線ネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
<b>2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</b>
・金沢大学と連携し現状分析やニーズ調査を行い路線見直しの方向性を検討するとともに公立小松大学生や地域住民へわかりやすいバスマップを配布し利用促進を行う。(小松市)
<b>3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</b>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付
① 時刻表 別紙のとおり

<p>② 運行事業者決定の経緯（地域内フィーダー系統共通） 本市における路線バスによる公共交通網はJR小松駅を中心に放射状に運行しており、1路線を除く全ての路線を小松バス(株)が運行している。当該事業者が運行することにより幹線交通である鉄道との接続だけでなく、市内路線バスとの接続の調整を円滑に行うことができるため、今後も引き続き小松バス(株)に本路線の運行を委託する予定である。</p> <p>③ 運行予定期間 H30年度（H29.10.1～H30.9.30） H31年度（H30.10.1～H31.9.30） H32年度（H31.10.1～H32.9.30）</p> <p>④ 地域内フィーダー系統の補足資料 平成22年3月に策定した「小松市地域公共交通総合連携計画」に基づく公共交通体系として整備</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p> <p>小松市から運行事業者へ、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p> <p>小松バス株式会社</p>
<p>6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法</p> <p><b>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</b> ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない</p> <p>該当なし</p>
<p>7. 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</p> <p><b>【地域間幹線系統のみ】</b> ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない</p> <p>該当なし</p>
<p>8. 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧</p> <p><b>【地域間幹線系統のみ】</b> ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない</p> <p>該当なし</p>
<p>9. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</p> <p><b>【地域内フィーダー系統のみ】</b> 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付 交通不便地域全体図及び詳細図参照</p>
<p>10. 車両の取得に係る目的・必要性</p> <p><b>【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b> ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない</p> <p>該当なし</p>
<p>11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果</p> <p><b>【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b> ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない</p>
<p>(1) 事業の目標</p> <p>該当なし</p>

(2) 事業の効果	
該当なし	
1 2. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者(表6又は表8) <b>【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
該当なし	
1 3. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策) <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
該当なし	
1 4. 協議会の開催状況と主な議論 ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない	
平成24年2月16日 事業内容について協議、計画全体について合意 平成25年6月26日 事業内容について協議、計画全体について合意 平成26年6月25日 事業内容について協議、計画全体について合意 平成27年6月19日 事業内容について協議、計画全体について合意 平成28年6月24日 事業内容について協議、計画全体について合意 平成29年1月10日 事業内容について協議、計画の一部変更について合意 平成29年6月7日 事業内容について協議、計画全体について合意 <b>平成30年1月15日 事業内容について協議、計画の一部変更について合意</b>	
1 5. 利用者等の意見の反映 ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない	
・平成29年3月に路線の沿線に大規模商業施設のオープンを見据え、利用者のニーズを踏まえた路線の見直しを図った。	
1 6. 協議会メンバーの構成員 ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない	
関係都道府県	石川県企画振興部新幹線・交通対策監室交通政策課
関係市区町村	小松市ふるさと共創部市民協働課
交通事業者・交通施設管理者等	小松バス(株) 加賀白山バス(株) 小松警察署 小松バス労働組合
地方運輸局	北陸信越運輸局 石川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	小松短期大学、小松商工会議所、利用者代表等

**【本計画に関する担当者・連絡先】**

(住 所) 石川県小松市小馬出町 91 番地

(所 属) 小松市ふるさと共創部市民協働課

(氏 名) 板東 真

(電 話) 0761-24-8217

(e-mail) kyoudou@city.komatsu.lg.jp